

スポーツ医・科学委員会規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第37条の規定に基づき、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 この委員会は、スポーツ医・科学等に関する理事会の諮問に応じ、基本方針を企画、立案することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上に関する科学的調査・研究に関すること
- (2) 県民スポーツ振興に関する科学的調査・研究に関すること。
- (3) スポーツマンの健康管理についての基本方針に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成のため必要な事業。

(組織)

第4条 委員会は本協会会長から委嘱された委員で組織する。

2 前項の委員は次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 本協会理事
- (2) 加盟団体代表
- (3) 行政機関の関係者
- (4) 県医師会々長が推薦する医師
- (5) 学識経験者

(役員)

第5条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、前条第2項(1)の委員の中から会長が指名することとし、副委員長は委員会において選出する。

3 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 会長、副会長及び専務理事は委員会に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第8条 委員会の決定事項については理事会に報告し、重要事項については承認を受けなければならない。

(費用)

第9条 委員が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、本協会旅費規程を準用する。

附 則 この規程は、昭和59年3月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。